



鳥取県公報

平成15年 7月25日(金)
第 7 5 0 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (473) (障害福祉課) 1
	漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定の一部改正 (474) (水産課) 1
	県道の区域の変更 (475) (道路課) 3
	県道の供用の開始 (476) (＃) 4
教委告示	臨時教育委員会の招集 (19) (教育総務課) 4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 4
	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (＃) 7

告 示

鳥取県告示第473号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年 7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人すてっぷ	米子市道笑町二丁目126	特定居宅介護事業所アシスタントサービスぼけっと	米子市道笑町二丁目126	居宅介護	平成15年 7月15日

鳥取県告示第474号

平成 9 年鳥取県告示第647号（漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について）の一部を次のように改正し、平成15年 7月 1 日から適用する。

平成15年 7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
鳥取東 加入区	鳥取県漁業協同組合 の区域のうち旧東漁 業協同組合の区域	略	東加入 区	東漁業協同組合の区 域	略
鳥取浦 富加入 区	鳥取県漁業協同組合 の区域のうち旧浦富 漁業協同組合の区域	略	浦富加 入区	浦富漁業協同組合の 区域	略
略			略		
鳥取網 代加入 区	鳥取県漁業協同組合 の区域のうち旧網代 港漁業協同組合の区 域	略	網代加 入区	網代港漁業協同組合 の区域	略
略			略		
鳥取賀 露加入 区	鳥取県漁業協同組合 の区域のうち旧賀露 漁業協同組合の区域	略	鳥取中 央賀露 加入区	鳥取中央漁業協同組 合の区域のうち旧賀 露漁業協同組合の区 域	略
鳥取酒 津加入 区	鳥取県漁業協同組合 の区域のうち旧酒津 漁業協同組合の区域	略	鳥取中 央酒津 加入区	鳥取中央漁業協同組 合の区域のうち旧酒 津漁業協同組合の区 域	略
鳥取浜 村加入 区	鳥取県漁業協同組合 の区域のうち旧浜村 漁業協同組合の区域	略	鳥取中 央浜村 加入区	鳥取中央漁業協同組 合の区域のうち旧浜 村漁業協同組合の区 域	略
鳥取夏 泊加入 区	鳥取県漁業協同組合 の区域のうち旧夏泊 漁業協同組合の区域	略	鳥取中 央夏泊 加入区	鳥取中央漁業協同組 合の区域のうち旧夏 泊漁業協同組合の区 域	略
鳥取青 谷加入 区	鳥取県漁業協同組合 の区域のうち旧青谷 町漁業協同組合の区 域	略	鳥取中 央青谷 加入区	鳥取中央漁業協同組 合の区域のうち旧青 谷町漁業協同組合の 区域	略
鳥取泊 加入区	鳥取県漁業協同組合 の区域のうち旧泊村 漁業協同組合の区域	略	泊加入 区	泊村漁業協同組合の 区域	略
略			略		

鳥取中山加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧中山漁業協同組合の区域	略	中山加入区	中山漁業協同組合の区域	略
鳥取御来屋加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧御来屋漁業協同組合の区域	略	御来屋加入区	御来屋漁業協同組合の区域	略
鳥取淀江加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧淀江漁業協同組合の区域	略	淀江加入区	淀江漁業協同組合の区域	略
略			略		
鳥取境港加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧境港市漁業協同組合の区域	1 及び 2 略	境港加入区	境港市漁業協同組合の区域	1 及び 2 略
		3 鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業及び機船船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）			3 境港市漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業及び機船船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
		4 ~ 7 略			4 ~ 7 略

鳥取県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年7月25日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変 更 前 後 別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取河原用瀬線	変更前	八頭郡用瀬町大字美成字柱谷ドウ々々501 - 1 地先から同町大字鷹狩字中村767 - 1 地先まで	3.0 ~ 20.8	1,462.0
	変更後	八頭郡用瀬町大字美成字柱谷ドウ々々501 - 1 地先から同町大字鷹狩字中村767 - 1 地先まで	8.5 ~ 42.0	1,234.0

	八頭郡用瀬町大字美成字奥田地堂畑443 - 2 地先から同町大字鷹狩字野々内873 - 2 地先まで	3.0 ~ 20.8	923.0
--	--	------------	-------

鳥取県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年7月25日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取河原用瀬線	八頭郡用瀬町大字美成字柱谷ドウ々々501 - 1 地先から同町大字鷹狩字中村767 - 1 地先まで	平成15年7月26日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第19号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年7月25日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年7月28日（月）午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成14年度基礎学力調査の結果について
 - (2) その他

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 父原地区復旧治山工事
- (2) 工事場所 日野郡溝口町父原
- (3) 工事内容

本件工事は、日野郡溝口町父原地内の山腹斜面を復旧するものである。

(4) 工事の詳細

法面処理工事

受圧版アンカー工 (P C 鋼より線) N = 56基

鉄筋挿入工 N = 82本

枠内緑化工 A = 2,235.3㎡

緑 化 工 A = 1,937.7㎡

伏 工 A = 1,106.2㎡

水 路 工 L = 80.4m

- (5) 工 期 平成15年8月から平成16年3月25日まで
- (6) 予定価格 75,673,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) とび・土工工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、法面処理工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における法面処理工事の総合評点が、840点以上であること。
- (5) 平成15年7月25日 (火) から同年8月6日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成15年4月1日 (火) から同年8月6日 (水) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している法面処理工事のアンカー工に係る工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして受注し、かつ、下請け業者の施工によらずに自ら施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限り。
- (8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者等として施工管理したものに限り。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、(8)のア及び次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施行管理の技術検定に合格した者である

こと。

(イ) とび・土工工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(9) 次に掲げる機械等を保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用していること。

ア 削孔機械（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械）

イ グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械）

ウ グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械）

エ 水中ポンプ

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年7月25日（金）から同年8月6日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年7月25日（金）から同年8月6日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(8)のイの(ア)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(8)のイの(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 鳥取県電子調達システム開発業務

(2) 実施場所 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部管理課ほか関係機関

(3) 業務内容

本件業務は、インターネットを利用して、電子的に入札に関する業務を行うためのシステム及び入札に係る情報の電子的な提供を行うためのシステム（以下「電子入札システム等」という。）を開発し、及び整備するものである。

なお、選定された者は、次の業務を行うものとする。

ア 基本設計の作成から電子入札システム等の保守管理までの全体計画の作成

イ 基本設計の作成

ウ 実証実験

エ 詳細設計の作成

オ プログラムの開発

カ 機器類の調達及び設置

キ 利用者及び管理者への研修

ク 委託期間内の運用、保守及び電子入札システム等の利用者からの問合せに対する対応

ケ 本番運用環境への移行

(4) 履行期間 契約日から平成17年3月31日まで

(5) 予 算 額 143,430千円

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成15年7月25日(金)からあって通知する本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成15年7月25日(金)からあって通知する本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 過去5年間に国(日本道路公団、緑資源公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、環境事業団、新東京国際空港公団、空港周辺整備機構、本州四国連絡橋公団、日本下水道事業団、国際協力事業団、関西国際空港株式会社、都市基盤整備公団及び独立行政法人防災科学技術研究所を含む。)、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市と、電子入札システム等、インターネットを利用して、入札参加資格申請等に係る業務を電子的に行うためのシステム又はこれらに類するシステムの開発業務(以下「同種業務」という。)の委託契約を元請けとして締結した実績を有すること。
- (5) 財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人港湾空港建設技術サービスセンターの運営する電子入札コアシステム開発コンソーシアムの正会員又は同正会員から本件業務の遂行に関する技術的な支援を受けることができる者であること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者(以下「企画提案予定者」という。)は、鳥取県県土整備部指名審査委員会運営要綱により設置された指名審査委員会(以下「審査委員会」という。)で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

- (1) 同種業務及びこれに関連した保守業務の実績
- (2) 本件業務及び保守(運用管理)業務に係る組織体制

なお、保守業務については、システム稼動後に別途の手続により受託者を選定するので、本件業務の受託者に委託するとは限らないが、後日当該手続を進める際には、本件業務の受託者が提出した保守業務に関する資料も参考とする。

- (3) 配置予定の技術者の資格、経歴、従事している業務及び実績等
- (4) 業務実施計画(日程及び人員の配置計画)

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、有識者及び公共事業を受注し、又は発注する者で構成する鳥取県電子調達システム開発業務委託企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)で、下記の評価事項について行う。

- (1) 電子入札システム等の概要に関する事項
- (2) 開発するシステムの基本構想に関する事項
- (3) 基本設計の作成への取組に関する事項
- (4) 実証実験への取組に関する事項
- (5) 構築仕様に関する事項
- (6) 電子認証及び保安に関する事項
- (7) システムの運用に当たっての職員による日常的な管理に関する業務の支援に関する事項
- (8) システムの構築に関する事項
- (9) ハードウェア及びソフトウェア並びにネットワークに関する事項
- (10) 開発の日程等に関する事項
- (11) システムの運用に関する事項
- (12) システム導入時期における研修及び操作説明会の開催に関する事項
- (13) システム開発経費及び運用後の保守経費に関する事項
- (14) 開発に関する体制に関する事項

5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者の選定は、評価委員会の評価を踏まえ、審査委員会で、下記の事項を審査した上で行う。

- (1) 業務実績、保有技術者及び業務遂行体制
- (2) 配置予定技術者
- (3) 実施計画
- (4) 地域への貢献度

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部管理課企画調整室（鳥取県庁本庁舎5階）

電話0857 - 26 - 7499

- (2) 説明書等の交付

ア 交付期間

平成15年7月25日（金）から同年8月8日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、鳥取県電子調達システム開発業務に係る参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

- (4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案予定者に選定された者は、企画提案書等作成要領及び鳥取県電子調達システム開発業務委託に係る提案仕様書（以下「提案仕様書」という。）に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

(2)のアに同じ。

- (5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

本件業務の委託については、最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、審査委員会における審査の結果、最優秀提案者の次に優れていると認められた者から順に、その提案をした者と契約締結

の交渉を行う。

8 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

6の(1)に同じ。

(3) 詳細は、企画提案書等作成要領及び提案仕様書による。

9 Summary

(1) Subject matter of the contract:

The development of Electronic procurement system

(2) Deadline for submission of letter of interest : 4 : 00P.M. August 8th, 2003

(3) Deadline for submission of proposal : You will be informed separately on a later date.

(4) For further inquiries please contact :

Administration Division

Prefectural Land Development Department

Tottori Prefectural Government

680 - 8570 Japan

Phone : 0857 - 26 - 7499